

特集 2

選挙運動規制と政治資金規制を考える

選挙運動の自由化と政治資金のあり方

第二東京弁護士会会員

村本道夫 *Muramoto, Michio*

- I 本稿の目的
- II 選挙運動費用及び政治資金の規制の概要とその問題点
- III 政治資金規正法の改正提案
- IV 残された問題

I 本稿の目的

1 私は、本特集の他の執筆者と同様に、選挙運動は国民に対して、「政策」「政党」(及び「人物」「議見')を選択するための情報を提供する役割を持つ、政治活動の重要な一部であるので、これを政治活動から区別して規制すべきではなく、原則として自由化すべきであると考えているが、選挙運動を自由化しようとした場合、選挙運動費用や政治資金を規制している現在の法的な枠組みについて、検討しなければならない様々な問題が生じる。

本稿は、公職選挙法に規定されている選挙運動費用及び政治資金規正法に規定されている政治資金の規制についてその概要と問題点を説明した上で(II章)、選挙運動を自由化する場合に、

これらの規定についてどのような見直しをすべきかという立法提案を行うことを目的とするものである(III章)。

さらに、選挙運動の自由化と、政治資金のいつそうの透明化が実現できた場合にもなお残るであろう「政治とカネ」の問題についても、言及することとする(IV章)。

2 なお、以下の論述は、政治家として、国政レベルの主として小選挙区制度下の衆議院議員を念頭に置いており、他の国会議員や、政党の政治資金の問題については、若干触れるにとどめたい。地方自治体の政治家、特に首長は、地方自治のあり方や、その権限、役割、あるいは候補者の供給源、政党のかかわり方等の違いから、選挙運動の規制は国政レベルとは別に取り扱うべきだと考えるので、本稿では対象外とするが、政治資金については、同一に取り扱える場面も多いであろう。ただし、従前、国政レベルの政治家への政治資金の規制を、ほとんど実質的な検討をすることなくそのまま地方レベルの政治家に及ぼしていた経緯があるので、新たな立法に当たっては、自治体の政治家

の政治資金のあり方を十分に考慮する必要がある。

II 選挙運動費用及び政治資金の規制の概要とその問題点

I 選挙運動費用及び政治資金の規制の概要

公職選挙法による選挙運動費用の規制は、政治家の選挙運動に関する収入、支出、特に支出について最高限度額を設けて規制し、収支報告義務を課したもので、その対象は、政治家である。一方、政治資金規正法による政治資金の「規正」は、主として政治団体の政治活動に関する収入、支出を「規正」し、収支報告義務を課したもので、その対象は、政治団体である。政治家については、寄附等の規制がなされるほか、自らが代表者である政治団体のうちから、政治資金の拠出を受ける一の資金管理団体を「指定できる」とされているだけで、政治家個人には政治資金の収支報告義務は課されていない。

選挙運動費用もまた、政治資金の一部であるはずなのに、このような統一性を欠く規制がなされていることは、立法の沿革以外に理由はなく、合理性を欠く。

選挙運動費用の規制と政治資金の「規正」の概要を整理すれば、以下の表に整理したところである。なお「寄附の制限」表にまとめた、主体や相手方によって異なる寄附の制限も、次々と「改正」を重ねていった結果であって、現時点で、規制の原理原則を理解することは、ほぼ不可能である。

	選挙運動費用の規制	政治資金の規正
主たる目的	支出の最高限度額規制	収入、支出の透明化
対象	政治家	主として政治団体(政党、政治資金団体、その他の政治団体)
会計の管理主体	出納責任者	会計責任者
その権限	会計業務+選挙運動費用は出納責任者しか支出できない。	会計業務
収入、支出	約束が含まれる	約束は含まれない
収支報告書	選挙後、一定期間に提出	12月末締めで年1回提出
収支報告書の支出項目	i 人件費 ii 家屋費 iii 通信費 iv 交通費 v 印刷費 vi 広告費 vii 文具費 viii 食料費 ix 休泊費 x 雑費	i 経常経費(a 人件費 b 光熱水費 c 備品・消耗品費 d 事務所費) ii 政治活動費(a 組織活動費 b 選挙関係費 c 機関紙誌の発行その他の事業費 d 調査研究費 e 寄附・交付金 f その他の経費)
個人献金	現金等ができる	政治家には現金等できない。政治団体には、現金等ができる。
企業献金	できない	政党にだけできる
寄附	寄附を受ける相手方、政治家やその関係者が寄附をすることについて様々な規制がなされている。	寄附者と寄附の対象者が寄附の量的制限(総枠制限と個別制限)(下記の「寄附の制限」表記載のとおり)、質的制限、公正な流れを担保するための措置、政治資金パーティーの規制がなされている。

「寄附の制限」表

寄附の対象	政党・政治資金団体	政治団体	資金管理団体	政治家
政党	○	○	○	○
政治団体	○	○	○	○ 金銭等以外
企業・団体	○	×	×	×
個人	○	○	○	○ 金銭等以外
資金管理団体	○	○	○	○ 金銭等以外
政治家本人	○	○	○※	○

○は制限なし、○は量的制限(総枠制限、個別制限)あり、×は禁止

※特定寄附(政党が政治家にした寄附による寄附)には制限がないが、自己資金からする寄附には制限がある。

2 政治家の公的会計と資金管理団体

(1)以上に基づき、政治家に焦点を当て、選挙運動費用と政治資金の関係を整理すると以下のようなになる。

政治家は、市民として経済活動や個人の生活を営みそれにかかる私的会計(=家計)を有するが、これと区別される政治活動にかかる公的会計(以下「公的会計」という。)を想定することができる。

政治家の公的会計は、選挙運動費用について公職選挙法が規定しているが、政治資金については政治資金規正法が断片的に規定しているだけであり、その全体像は極めて分かりにくい。

公的会計の収入について、現金・有価証券(以下「現金等」という。)による寄附は、政党からは制限がなく、政治団体や個人からは、選挙時には、選挙運動費用として一定額を受けることができる(選挙時以外は、現金等以外であれば、受け取ることができる)。企業・団体からは、現金等であるか否かを問わず一切寄附を受けることができない。公的会計の収入が不足すれば、政治家自身の家計から「流用」することもあり得る。

公的会計の支出について、選挙運動費用は、時期、最高限度額の制限があるが、政治資金には制限はない(政治活動に要した費用に該当するか否かという問題はある)。選挙運動費用については出納責任者による収支報告義務があるが、政治資金については収支報告義務がない。

税法上、公的会計は、収入から支出(政治活動に要した費用)を控除した残額が雑所得として課税されるが(ただし収支報告書に記載された選挙運動費用には課税されない)、赤字の場合、他の給与所得等と損益通算ができるとされている。なお文書通信交通費は、非課税であるが、政治活動に費やすことが想定されている。(2)1994年(平成6年)の政治資金規正法の改

正以前は、政治家の政治資金を取り扱う主体として、公的会計、「指定団体制度」、「保有金制度」(公的会計の一部である。)の3者が並立していたが、同改正により後2者が廃止され、「公職の候補者の政治資金について公私の峻別のいっそうの徹底を制度的に担保」するために新たに「資金管理団体」制度が創設された。政治家が自身の政治資金を取り扱うことができる政治団体をひとつとし、政治家の政治資金に、政治資金規正法の政治団体への「規正」を適用しようとしたものである。そのため、資金管理団体に対しては、政治団体や個人が、選挙時以外でも、所定の枠内で、現金等で寄附をするとができるとされ、政治家の公的会計とその指定する資金管理団体の間の資金の移動が優遇された。

しかし、公的会計が残された上で、資金管理団体の指定は任意的とされたので、政治家によってますます政治資金を取り扱う仕組みが異なることになってしまった。

3 現在の制度の問題点

このような公的会計の複雑な内容や、公的会計と資金管理団体との分離は、政治資金の透明性を確保する上での障害となっている。また政治家の取り扱う政治資金全体の中に占める公的会計の割合はさほど大きくないといわれるが、政党から政治家になされた寄附の支出先や、その他政治家の公的会計からなされた政治資金の支出先について、政治家に報告義務が課されないことは、国民の大きな批判を浴びている。

また選挙運動費用は当然政治資金の一部であるし、選挙運動と政治活動は区別しがたく、選挙運動費用と政治資金の区別も難しいので、選挙運動費用と政治資金を分離して取り扱うのは適当でない。

以上のような点を考慮すると、政治家の政治活動にかかる公的会計と資金管理団体制度を

統合し、すべて同一の会計で取り扱うことが適当である。

この場合、公職選挙法による選挙運動費用の会計は、選挙時だけの臨時のものであるから、恒常的に政治資金にかかる会計制度が整備されている、政治資金規正法による制度に統合して取り扱うのが適当である。

4 政治家のその他の関連政治団体

ところで、政治家の、選挙費用(以下、選挙運動にかかるすべての支出を「選挙費用」という。)や政治資金は、公的会計及び資金管理団体だけから支出されているかといえば、そうではない。

政治家が代表者である資金管理団体以外のその他の政治団体、政治家の後援会、政党選挙区支部等々は、それぞれの目的、実態があり、政治家の政治資金そのものを取り扱う政治団体ではないが、実質的には、特定の政治家の政治活動にかかる収入を得、支出をする「財布」として機能していると考えられるし、その金額は決して小さいものではない。

2007年末の政治資金規正法の改正で「国会議員関係政治団体」制度が導入され、政治資金の透明化のため、資金管理団体以外の国会議員関係政治団体についても、収支報告書の記載や領収書等の写しの添付の範囲が拡大され、政治資金監査制度が導入されたが、これは、政治家の政治資金の透明化のためには、これらの政治団体が取り扱う政治資金も射程に入れなければならないとの考えによるものである。

したがって、政治家の政治資金を考える場合は、公的会計、資金管理団体だけではなく、これらの政治団体も併せて対象にすることが必要である。

この点は、後述する。

III 政治資金規正法の改正提案

1 改正にあたって検討すべき問題点

選挙運動の自由化に伴い、選挙運動費用を含む公的会計と政治資金管理団体の会計を統合して政治資金規正法において取り扱うとした場合、何点かの検討すべき問題が生じるが、これを整理すれば、大要、以下のとおりである。

①政治資金規正法において政治家の政治資金を取り扱う主体を、どのように制度設計すべきか。

②公職選挙法14章「選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附」に規定された様々な仕組み(出納責任者、収支報告書、選挙運動に関する支出金額の制限、寄附の制限等)を、政治資金規正法の中でどのように取り扱うべきか。

③②において選挙費用の支出総額の最高限度額による制限をやめ制限を限定的なものとすると、政治資金の支出の大幅な増加や浪費も予想される。これを国民の「批判と監視」にさらすことで抑えるためには、政治家の政治資金全体のいっそうの透明性を確保することが必要だと思われるが、そのための方法はないか。

2 政治資金の取扱主体に係る制度設計 (上記①)

政治家の公的会計と資金管理団体の会計を統合し、政治家個人にかかるすべての選挙費用、政治資金を取り扱う主体を政治資金規正法で規制するものとした場合、その主体(仮に「政治会計団体」という。)をどのように制度設計すべきか。

基本的には、資金管理団体に公的会計を統合するイメージとなるが、政治家の政治資金を取

り扱う主体を、資金管理団体のように、固有の目的を有し活動を行っている既存の政治団体から指定するとすることは適当ではないので、「政治会計団体」自身を、政治団体とすべきである。

具体的には、政治家が候補者となろうとするときに、本人、会計責任者、職務代行者から構成される「政治会計団体」を設立して届け出る義務を課すこと、「政治会計団体」は、政治団体とみなし、政治資金規正法を適用すること、「政治会計団体」は、政治家の選挙運動を含むすべての政治活動にかかる収入、支出を管理し、収支報告をすること、政治家は、原則として個人として政治資金を取り扱うことができないものとし、他の制度で政治家に政治資金が交付される場合は、「政治会計団体」に移転するものとすること(文書通信交通費は、このように取り扱うべきであろう)、政治家個人が家計から政治活動のための支出をする場合も、会計上は、「政治会計団体」に移転(貸付けないし寄附)した上で支出をすること、というような制度設計が考えられる。

3 「政治会計団体」における公職選挙法第14章の規定の取り扱い(上記②)

(1)最大の問題は、公職選挙法第14章の選挙運動費用の仕組みが、支出総額の最高限度額の制限を前提として組み立てられているので(そのため、選挙運動費用は、出納責任者しか支出できない)、単純には、政治資金規正法の政治資金の仕組みと統合できない点にある。選挙運動を自由化した場合に、厳しい選挙費用の支出制限をするのであれば公職選挙法の仕組みに、緩やかな支出制限をするかあるいは全く支出制限をしないのであれば、政治資金規正法の仕組みに、それぞれ近づくが、実際は、その間で制度設計することになろう。

(2)選挙運動の期間制限をなくし、その方法を大幅に自由化すると、その限りでは、選挙費用は増加するのではないかと考えられる。選挙運動を自由化するといつても、選挙費用の支出に従前と同じような厳しい制限を課すのであれば、選挙運動の自由化は単なる画餅であるが、一方、小選挙区制の導入を含む長年の政治改革によって、選挙に多額の費用がかかる実態が解消されつつあるといわれている中で、その流れに逆行することが予想されるような「改革」となるのであれば批判は免れない。

この問題は、選挙制度、政党のあり方とも密接に関連しており、選挙運動の多くが政党主体で行われるようになれば、政治家が負担する選挙費用はイギリス並みにわずかになり、選挙費用の規制は問題にならなくなることも考えられる。現に、衆議院小選挙区、比例代表及び参議院比例代表の選挙について、候補者届出政党がする選挙運動についてその方法は限られているとはいえ、選挙運動費用は制限されていないのであるから、運用次第では、政治家の選挙費用の支出を抑えることができるであろう。

しかし、当面、個々の政治家が、政党がする選挙運動に頼り切ることなく、選挙公営のほかに、自ら選挙費用を支出するという構造が変わらないとすれば、上記の問題は避けられない。

(3)そこでまず検討すべきは、現在の選挙費用と政治資金の支出の実態である。

「政治家は選挙にお金がかかる」といわれているが、その「お金」は何に支出されているのであるか。通常、政治家は、(地元にも)事務所を設け、公設秘書以外の秘書を雇用し、後援会を組織化し、自らへの支持を訴える文書を作成、配布する等の恒常的な活動を行うために多額の支出を行っており、このような活動自体が、選挙運動の性質を併せ持っている(後述する広義の政治活動である)。選挙に「お金」がかかるといつても、実際にはそのような恒常的な活動に

係る支出を指していることが多い。一方、選挙運動費用の支出の最高限度額は、選挙区によつて異なるものの大雑把にいって数千万円であり、政治家の1年間の政治資金の支出のせいぜい数分の1程度であることが多く、選挙が数年に1度であることを考えれば、これが政治家の大きな負担になっているとはいえない。さらに実際上も、現在の選挙運動費用の収支報告は、支出の最高限度額に収まる数字を政治資金から振り分けて記載するという「形式的」なものになっていることが指摘されている。

このようなことからすれば、選挙運動の自由化に伴つて、これまでの選挙運動費用と政治資金の支出の合計額が直ちに大幅に増加するとは考えられないが、ただ、投票間近の選挙運動、政治活動が通常の政治活動とは一線を画した一種の加熱しがちな「ゲーム」の要素があることは否定できず、加熱した場面では、ある種の費用については支出の上限の規制がないと、際限ない支出をすることもあり得るから、これを抑えるための工夫は必要であるとの考え方があり得よう。

(4)したがつて、選挙費用の内、ア 制限をしないと選挙間近に大幅な支出の増加が見込まれるもの、イ 「政策本位」の観点からは余り意味がなくかつ多額の費用がかかるもの、ウ その他の考慮から制限することが望ましいもの等の選挙費用については、費目ごとに支出の最高限度額等の制限を設けることができるものとするのが適当である。

アとして、「選挙運動員」への日当、費用の支出(現在は、無償の「選挙運動員」等の「サービス」の提供を選挙運動に係る収入とし、しかも「選挙運動員」への日当の支払を違法とするという、理解しがたい制度となっているが、前者は無償のものは収入ではなく(ただし、他人が費用を出して派遣したものと除く)、後者は、限度枠での支出を適法とすべきである)、イとしては、

政治家がイメージを売り込み「知名度」の向上を主眼とするようなポスター等、ウとして、ある時期のマスメディアの利用等が考えられよう(これは、選挙運動として禁止することも考えられる。)。

これを前提にして、基本的には、「政治会計団体」の会計については、政治資金規正法の政治団体の会計の仕組みを採用し、「政治会計団体」の会計責任者は、主として会計の管理をするが、支出制限がなされる選挙費用の費目については、同人しか支出できない制度とすることが考えられる(地方レベルの選挙において支出の総額制限をする場合は、臨時に出納責任者に当たる会計責任者を選任する仕組みも考えられる)。従前の選挙運動費用の収支報告は、支出制限のある費目の支出報告だけで足りよう。

制限の時期については、衆議院選挙については解散後ということにならざるを得ないが、参議院選挙は選挙の数カ月前という形になろう。

このような試みにより、政治資金と併せた選挙費用の支出がどの程度増加するかは直ちには予想できないが、異常に増加した場合に備えて、見直し規定を設けておくべきであろう。

(5)寄附の制限等の内容は基本的に維持するが、「政治会計団体」に対して、個人も、政治団体も、既存の制限の範囲で、現金等で寄附できるものとする。

4 政治資金の透明性のいっそうの確保(上記③)

(1)前項において、選挙費用の増大を抑えるために、選挙運動が加熱しがちな投票間近のある種の費目について支出制限をする旨を提言したが、選挙費用の増大を抑えるための最も効果的な方法は、国民の「批判と監視」にさらすことであるから、そのために、政治家の政治資金全体のいっそうの透明性を確保することが必要で

ある。

上述した「政治会計団体」制度の新設及び2007年末に新設された国会議員関係政治団体の収支報告の監査、公開制度等により、政治資金の透明化は相当進展するものと思われるが、さらに国会議員関係政治団体の範囲を拡大した上で、その連結収支報告書の提出、監査、公開を義務づけるべきであろう。

連結というと難解そうであるが、政治団体の収支報告書は、12月末日締めであるから、それらをすべて並列し、重複部分を除いて、加減すれば比較的容易に連結収支報告書を作成できる。特に第三者ではなく政治家(ないし「政治会計団体」の会計責任者)が行うのであるから支障はない。

(2)「政治会計団体」及び国会議員関係政治団体への寄附者、政治資金パーティーの購入者について、名寄せして一定額以上のものを提出させ、公開する。政治家が、多額寄附者のために、不適切な行動をしていないか、国民の「批判と監視」にさらすべきである。

また一定額以上の寄附については、その痕跡が残る方法(振込等)によることを義務づけるべきであろう。

(3)収支報告書、連結収支報告書の情報を、広く国民に公開するため、「政治会計団体」及び国会議員関係政治団体については、その提出先を総務大臣とし、電子申請を義務づける。要旨の公表、閲覧制度を見直し、少なくとも、国民が、「批判と監視」を行うために必要な収支報告書の重要な部分について、デジタル情報で容易に取得できるようにする。

(4)寄附金について政党とされる政党支部の範囲を、1以上の都道府県を単位として設けられたもので、他と重複しないものとする。政党は、「政党本位」の選挙制度という観点から、寄附の中心としたのに、政治家個人が支配する政党選挙区支部を政党としたのではその趣旨に反する。

複数の政治家で管理し、「公共性」のあるものだけを、寄附については政党支部とみなすべきである。

(5)新しい制度に違反し、指示資金の透明化の趣旨に反する行動を取った場合は、失職も含む、厳しい制裁を科す。

IV 残された問題

1 前項までの検討は、選挙運動を自由化した場合に、公職選挙法と政治資金規正法の規定をどのように見直し、整理すべきか、選挙費用の増大に対してどのように対処すべきかという、多分に技術的な観点からのものであり、政治資金規正法の改正提言は、そのために必要な限りでのものであった。

これらの改革によって、国民と政治家の関係は「政策」中心に大きく変わり、政治家は、国民のために「政策」を立案、実行する専門家として、大いに敬意を集めることに転化するのではないかと期待される。しかし私は、この改革によつてもなお国民が期待する政治家のあり方のすべては実現されず、「政治とカネ」の問題(端的にいえば、政治家の金を巡る不祥事)の一部は解決されずに残るであろうと考える。「政治とカネ」の問題が残るのは、わが国において政治家は今までどのような役割を果たしていたのかということにかかわる。

2 今、大部分の国民が政治家に期待するものは、間違いなく、わが国が抱える様々な政治、社会、経済上の問題を、短期ないし中長期にわたって解決し、この地に安定した継続的な繁栄をもたらす真に効果的な政策を立案、提言し、多数派を形成して立法化、実現するという政治活動である(狭義の政治活動といえよう。)。

そして政治家は、その狭義の政治活動の内容を広く選挙民に浸透させ、選挙民の支持を得て次回の選挙において当選を果たし(政策の大部分は政権党が実現しているから、選挙民から支持を獲得できるか否かは、政権党の実績への評価に依拠する面も大きい。)、継続的に政治家としてあり続けるための活動をしている(広義の政治活動といえよう。)。

しかし、これらとは別に(一部は重なるが)、政治家が行政等に働きかけて、「口利き」、「利益誘導」、「利権の獲得」、「選挙民サービス」等をし、その見返りに得票及び資金を獲得しようとするいわば疑似政治活動というべきものが存在しており、国民、企業、各種の利益団体の一部が、政治家のこの種の活動を強く望んでいるのも事実である。

政治家は、行政、企業と癒着し、腐敗行為をしているのではないか、政治資金を個人資産として隠匿、蓄積、浪費しているのではないかというような国民の政治家不信は、大部分は、これらの疑似政治活動に由来するものであり、大部分の国民は政治家にこのような活動を期待していない。しかし、選挙運動の自由化、政治資金の透明化が達成され、政治家と国民の関係が「政策」中心に変わっても、それだけではこのような疑似政治活動はなくなるならないであろう。

疑似政治活動を抑制するためには、政治家と行政の関係に直接メスを入れる必要がある。例えば、「公務員制度改革」において提唱された行政の窓口を一本化すること、あるいは、政治家と行政の接觸についてその内容をすべて公開し、これも国民の監視と批判にさらすということが考えられよう。一方で、選挙民は政治家に「政策」は求めても「サービス」は求めないと、国民の「政治的覚醒」も必要である。

3 このように政治家の疑似政治活動が抑制され、これによる政治資金の獲得が閉ざされた場

合に、政治家の政治資金は誰が負担するのかという問題が残る。

現在、政治家には、歳費は別として、文書通信交通費、立法事務費、公設秘書の給与負担、政党助成金、選挙公営等の政治活動にかかる少くない資金が税金から出されており、政治家が、狭義の政治活動をするためには、ほぼ十分な手当てがなされているといえるであろう。

問題は、広義の政治活動に係る資金であるが、政治家は、政治家であり続けなければ、その政治活動の舞台、内容が大きく制限されるのであるから、適正規模の広義の政治活動を行うための政治資金の獲得は非難されるようなことではないが、政治家が政治資金の獲得に精力を注ぎ、狭義の政治活動がおろそかになるようでは本末転倒である。

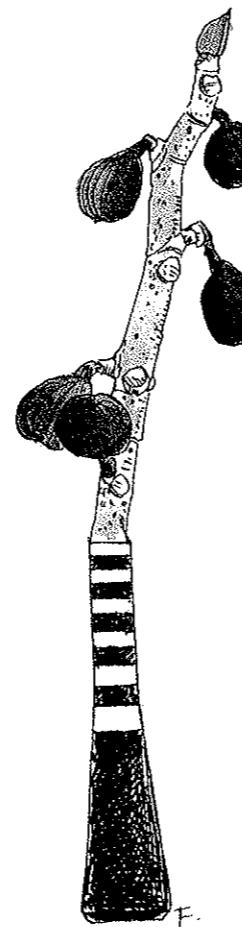
これについては、相応の公的負担を前提とした上で、その余の政治資金は、支持者の個人献金にたよるべきだという見解が唱えられており、その限りでは妥当と思われるし、政治資金規正法の寄附の制限もそのような方向性にある。

しかしこまでは、個人献金はわが国に根付かない指摘されることが多い。だがそれは、国民と政治家の関係が「政策」中心のものではなく、疑似政治活動が横行していたからであると、私は考える。

選挙運動の自由化、政治資金の透明化に加え、疑似政治活動を抑制することによって、政治家が、国民のために「政策」を立案、実行する専門家として、広く国民の支持を集めようになれば、間違いなく個人献金は、国民に定着するであろう。そしてもし仮に、「寄附」という行為 자체が国民性になじまず、個人献金によっては、政治家に必要な政治資金が確保されないとすることが明らかになるのであれば、そのときは、国民は公的負担の増大に反対しないであろう。

(参考文献)

- 「代議士とカネ 政治資金全国調査報告」佐々木毅
ほか 朝日新聞社
「政治献金」古賀純一郎 岩波書店
「自民党 迂回献金の闇 日歯連事件の真相」東京新聞取材班 角川学芸出版
「破綻国家の内幕 公共事業、票とカネ、天下り 利権の構造」東京新聞取材班 角川書店
「実務と研修のための わかりやすい政治資金規正法」岩尾隆 ぎょうせい
「実務と研修のための わかりやすい公職選挙法」選挙制度研究会 ぎょうせい
「選挙・政治資金制度」安田充ほか ぎょうせい
「政治資金ハンドブック」政治資金制度研究会 ぎょうせい
「逐条解説政治資金規正法」政治資金制度研究会 ぎょうせい
「政治資金規正法要覧」政治資金制度研究会 国政情報センター

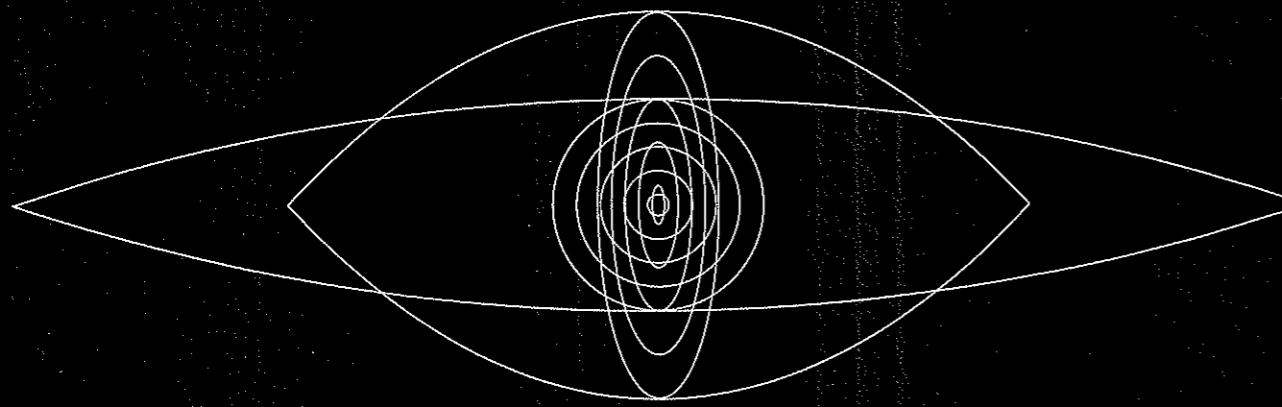


自由と正義

日本弁護士連合会

4

月号



ごあいさつ 会長就任にあたって 宮崎誠

「ひと筆」

詫びても詫び足りず 湯川久子

蕎麦打ちを始めて 飯野紀夫

特集1 信託法改正とその活用

新しい信託法の概要 深山雅也

企業法務・金融法務における信託法の活用——商事信託分野を中心に 小野傑

高齢者・障害者の財産管理と民事信託の活用 赤沼康弘

担保権の設定を信託の形式で行う場合のいわゆるセキュリティ・トラストとその法律関係 長谷川貞之

特集2 選挙運動規制と政治資金規制を考える

政策形成過程における弁護士の役割を考える会の取組 尾崎純理

公職選挙法・現状の選挙運動規制について 清水豊

選挙運動の自由化と政治資金のあり方 村本道夫

諸外国の選挙運動規制、政治資金規制 石井邦尚

特集3 新人弁護士の就職・業務状況

法科大学院の現状と就職問題 中西一裕／中綱栄美子

ユーモア側から見た弁護士の雇用と業務展開

連合・高木剛会長(インタビュー)

二〇〇八年勤務弁護士採用状況

—法律事務所の求人アンケートの分析結果と対策 菊地裕太郎

地方会の新人弁護士は今 愛須一史

寄稿 個人情報保護法に基づく開示請求の権利性

—裁判規範性を否定した東京地裁判決の批判的検討 二関辰郎